省　令

○農林水産省令第四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正）

第一条　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

第三十一条の二中「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約」の下に「（以下「中西部太平洋条約」という。）」を、「海域」の下に「（以下「中西部太平洋条約海域」という。）」を加える。

第三十一条の三及び第三十一条の四中「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第三条1に規定する海域」を「中西部太平洋条約海域」に改める。

第三十一条の五中「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第三条1に規定する海域」を「中西部太平洋条約海域」に、「同条約」を「中西部太平洋条約」に改める。

第三章第五節中第三十三条の次に次の一条を加える。

（陸揚げ又は転載の届出）

第三十三条の二　大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし又は当該漁獲物を採捕し若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十九条第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　当該陸揚げ又は転載の年月日

二　当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域

三　当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量

四　当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号

2　大中型まき網漁業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第六十条の二第一項中「（くろまぐろ、みなみまぐろ、めばち、きはだ、めかじき、にしまかじき及びにしくろかじきに限る。以下この条において同じ。）」を削る。

第九十一条の二第一項中「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第三条1に規定する海域」を「中西部太平洋条約海域」に、「同条3」を「中西部太平洋条約第三条3」に改める。

別表第二大中型まき網漁業の項第二号に次のように加える。

ハ　インドネシア、パプアニューギニア、パラオ及びミクロネシアの排他的経済水域によつて囲まれた公海

ニ　キリバス、ソロモン、ツバル、ナウル、パプアニューギニア、フィジー、マーシャル及びミクロネシアの排他的経済水域によつて囲まれた公海

別表第二大中型まき網漁業の項に次の二号を加える。

七　南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、毎年七月一日から同年九月三十日までの期間内においては、禁止する。

八　赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋の海域における大中型まき網漁業の操業は、毎年十一月一日から同年十二月一日までの期間内においては、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第十六号を第二十四号とし、第十一号から第十五号までを八号ずつ繰り下げ、第十号中「第十三号」を「第二十一号」に改め、同号を第十八号とし、第四号から第九号までを八号ずつ繰り下げ、第三号中「（地中海の海域を含む。次号から第七号まで及び第十二号において同じ。）」を削り、同号を第十一号とし、第二号を第五号とし、同号の次に次の五号を加える。

六　インド洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるたりの採捕は、禁止する。

七　インド洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

八　インド洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、禁止する。

九　赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年三月一日までの期間内においては、禁止する。

十　大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第十五号まで及び第二十号において同じ。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第一号の次に次の三号を加える。

二　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

三　中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

四　南緯二十度以南の中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

別表第二近海かつお・まぐろ漁業の項制限又は禁止の措置の欄を次のように改める。

一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における近海かつお・まぐろ漁業の操業は、禁止する。	一　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 二　中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正）

第二条　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四沿岸まぐろはえ縄漁業の項制限又は禁止の措置の欄を次のように改める。

一　指定漁業省令別表第二沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域における沿岸まぐろはえ縄漁業の操業は、禁止する。	一　沿岸まぐろはえ縄漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 二　沿岸まぐろはえ縄漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第四十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。